

岩手医科大学動物研究センター運営委員会規程

(設置)

第1条 岩手医科大学動物研究センター規程第5条1項に基づき岩手医科大学動物研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、岩手医科大学動物研究センター（以下「センター」という。）の充実に管理運営について必要な事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が任命する。

- (1) センター長
- (2) 動物実験委員会委員 3名
- (3) 医学部教授会より選任された教育職員 2名
- (4) 歯学部教授会より選任された教育職員 1名
- (5) 薬学部教授会より選任された教育職員 1名
- (6) 看護学部教授会より選任された教育職員 1名
- (7) 教養教育センター委員会より選任された教養教育センター教育職員 1名
- (8) 実験動物医学研究部門の教育職員 1名
- (9) その他、学長が必要と認めた者 若干名

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、センター長をもってあてる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。

3 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第6条 委員会は委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

(センターの使用)

第8条 センターの使用に関する細則については、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局学務部が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成2年11月13日から施行する。
2. この規程の施行日をもって、昭和63年10月6日付制定岩手医科大学動物実験施設運営委員会は廃止するものとする。
3. 平成19年4月1日一部改正。
4. この規程は、平成23年4月1日から施行する。（平成23年6月8日 一部改正）
5. この規程は、平成26年4月1日から施行する。（平成26年4月1日 一部改正）
6. この規程は、平成29年4月1日から施行する。